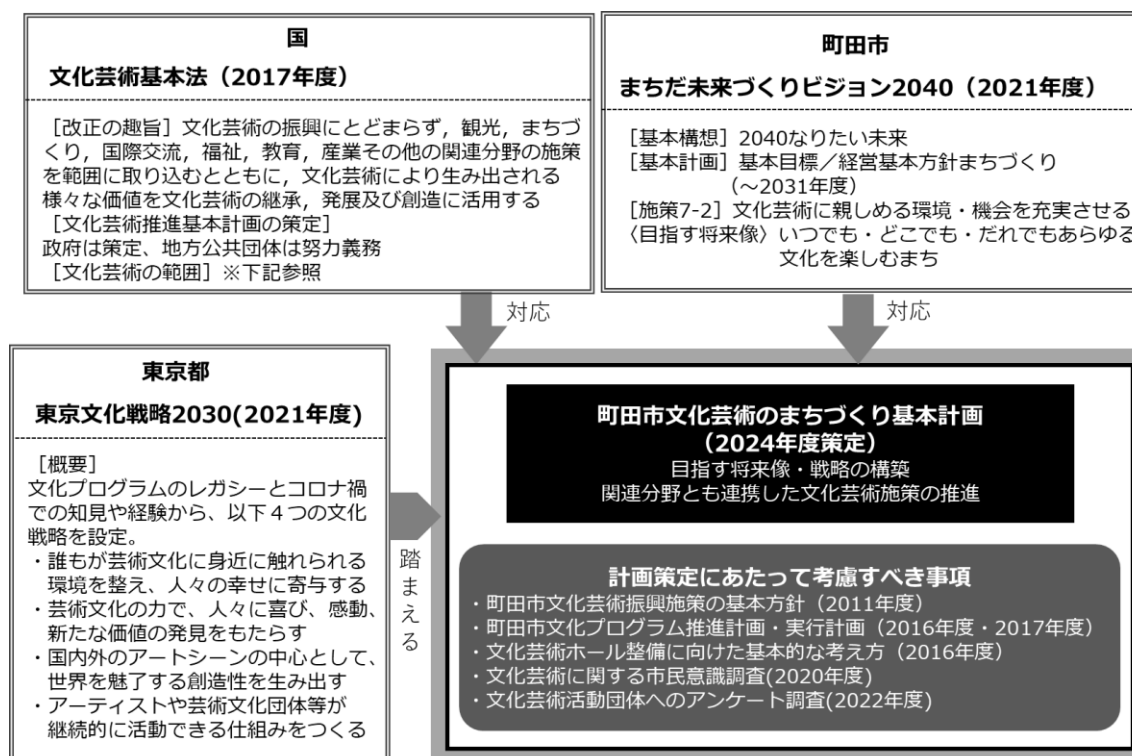


(仮称) 町田市文化芸術のまちづくり計画について

文化芸術の持つチカラをまちの活性化に活かし、時代や環境の変化に即した文化芸術施策を戦略的に推進していくため、(仮称) 町田市文化芸術のまちづくり計画を策定する。

(1) 計画の位置づけ



※文化芸術基本法に規定されている文化芸術の範囲

当懇談会で策定する計画の文化芸術の範囲とは異なる。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他国民的娯楽、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

(2) 期間

基本計画部分：2025～2034年度（10年間）

実施計画部分：前期2025年度～2029年度（5年間）

後期2030年度～2034年度（5年間）

(3) 検討体制

